



杉並区アスベスト分析調査費補助事業のご案内

杉並区では、解体等工事着手前のアスベスト事前調査について、建築物の所有者の負担軽減、調査実施の促進のため、アスベスト分析調査費用の一部を補助します。

補助対象建築物	区内に所在する建築物のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの ・ 居住の用に供している、または供していた建築物であること ・ 事業用の建築物（賃貸用住宅を含む）であること
補助対象者	これから分析調査を実施する以下のいずれかの方 ・ 対象建築物を所有する個人（共同住宅の区分所有者を含む） ・ 対象建築物を所有する中小企業者 ・ 対象となる共同住宅の管理組合（共用部の調査の場合）
補助対象経費	解体等工事着手前のアスベスト事前調査時に、建築物に使用されている建材のアスベスト含有の有無が目視、設計図書等による調査によっても明らかにならなかった場合に、専門機関が実施する分析調査費用 ※ 解体等工事：解体工事、補修工事、リフォーム工事等
補助対象建材	・ 特定建築材料（アスベストが質量の0.1%を超えて含まれているもの）に該当する可能性のある全ての建材
補助内容	・ 分析費用の2分の1相当額（1,000円未満切り捨て）で最大5万円 ・ 建築物一棟につき1回限り（共同住宅の各専有部分の調査を除く） ・ 同一補助対象者につき同一年度1回限り
申請方法	所定の申請用紙に記入・押印のうえ、必要書類を添付し申請してください。 ※ 交付決定前に実施した分析調査は対象とはなりません。 ※ 解体等工事に着手した後の分析調査は対象とはなりません。 ※ 予算の範囲内で申請順に受付します。
申請受付期間	令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金） ※ 予算枠に達した時点で受付を終了します。
問い合わせ	杉並区環境部環境課 公害対策係 電話：03-3312-2111（代表） 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 西棟7階

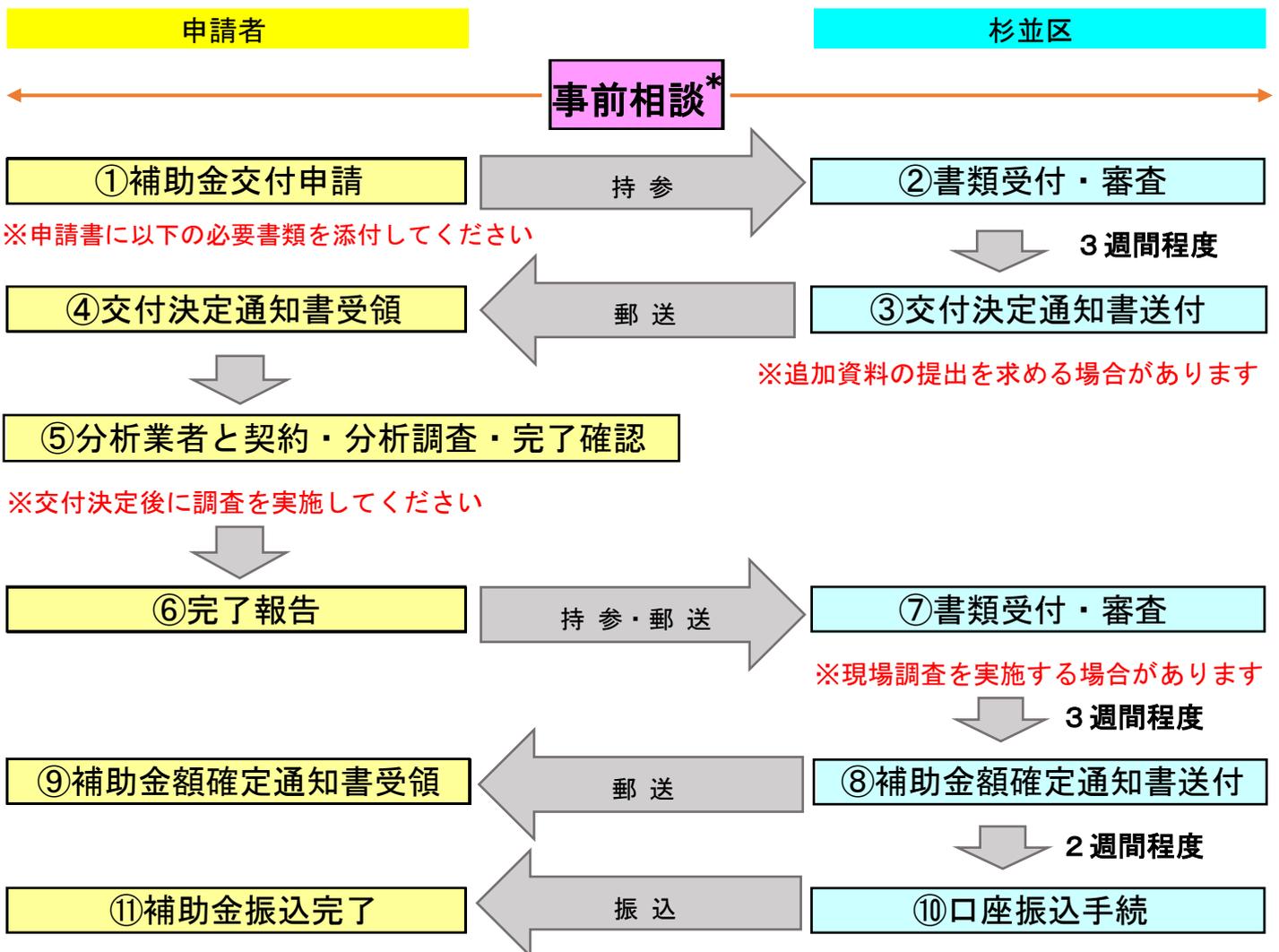
注意事項

- 申請書類は窓口に持参してください。
- 申請の状況によって審査に時間を要する場合があります。
- 申請者の都合により審査を早めることはできませんので、余裕をもって申請してください。



裏面に申請の流れ

申請から補助金交付までの流れ



* 補助制度を利用する場合は、直接窓口に来ていただき事前相談をお願いしています。
その際に事前相談票を記入していただきます。

申請に必要な書類一覧

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 区域周辺図
- 建築物の配置図
- 平面図（分析調査実施予定箇所を明示したもの）
- 現況写真（建築物の外観及び分析調査実施予定箇所を撮影したもの）
- 建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書等）
- 補助対象建築物に係る確認通知書及び検査済証の写し又は建築確認台帳記載事項証明書
- 建築物石綿含有建材調査者の登録証等の写し
- 分析調査機関の見積書（2社以上）
- 解体等工事の着工日が確認できるもの（解体工事計画届出書等）
- 法人に係る登記事項証明書（中小企業者の場合）
- 管理組合の代表者であることを証する書類（共同住宅の場合）
- 申請者を除く共有者全員の同意書（共有名義の建築物の場合）

必要に応じて

